医療用機器等の特別償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条の２第１項第１号）	00140	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第45条の２第１項第１号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第１号（償却費）	00331	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第45条の２第１項第１号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第１号）	00332	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の２第１項第１号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第１号）	00333	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条の２第１項第２号）	00143	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第45条の２第１項第２号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第２号（償却費）	00334	法規別表十六(一)「32」の欄、別表十六(二)「36」の欄、別表十六(三)「32」の欄、別表十六(四)「28」の欄又は別表十六(五)「30」の欄の金額
	第52条の３第１項又は第11項（特別償却準備金）(第45条の２第１項第２号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第２号）	00335	法規別表十六(九)「８」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（第45条の２第１項第２号又は平成25年旧措置法第45条の２第１項第２号）	00336	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条の２第１項第３号）	00146	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条の２第２項）	00149	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第45条の２第３項）	00152	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成24年旧措置法第46条第１項）	00155	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第46条の２第２項の表の第１号）	00161	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第46条の２第２項の表の第２号）	00164	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第46条の２第２項の表の第３号）	00167	法規別表十六(九)「９」の欄の金額
	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第46条の２第２項の表の第４号）	00170	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表障害者を雇用する場合の機械等の割増償却の項及び支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却の項中「別表十六(九)「20」」を「別表十六(九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表事業所内託児施設等の割増償却の項を次のように改める。

事業所内託児施設等の割増償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第46条の４第１項）	00176	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却の項中「別表十六（九)「20」」を「別表十六（九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の項を次のように改める。

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	第52条の３第２項、第３項又は第12項（特別償却準備金）（平成23年旧措置法第47条第１項）	00179	法規別表十六(九)「９」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却の項中「別表十六(九)「20」」を「別表十六（九)「８」」に改め、「(同表「15」の欄に記載がある場合には、同欄の金額を控除した金額)」を削り、同表特定再開発建築物等の割増償却の項を次のように改める。